

食品安全情報（化学物質） No. 8 / 2010 (2010.04.07)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

目次：

【[DG-SANCO](#)】

1. RASFF

【[EFSA](#)】

1. 農薬の代謝物、分解産物および反応生成物の食事由来リスク評価における毒性学的懸念閾値の適用可能性
2. 栄養摂取量の欧州食事摂取基準を設定
3. 欧州における食品や飼料中のダイオキシン濃度の概要を発表
4. アスパルテーム専門家報告書検討会議開催通知
5. EFSA ジャーナル発刊通知

【[FSA](#)】

1. 塩対策を発表
2. 甘い食品中の飽和脂肪と砂糖を減らす

【[MHRA](#)】

1. 禁止された漢方薬京制咳嗽痰喘丸が英国で販売されている

【[BfR](#)】

1. 野生の川魚のダイオキシンと PCB
2. 専門家委員会は消費者の食品からの PFC 暴露は極めて少ないことを確認

【[RIVM](#)】

1. 幼児の銅摂取. オランダ食品摂取量調査－幼児

【[AFSSA](#)】

1. ビスフェノール A : AFSSA は臨界暴露期間についてさらなる情報を提供する

【[FDA](#)】

1. Natural Wellness, Inc.社はダイエタリーサプリメントとして販売されている Masxtreme カプセルをリコール
2. 連邦政府は数十の不正表示医薬品を押収

【[EPA](#)】

1. リスク評価についてのパブリックデータベースを発表
2. ビスフェノール A の環境影響を精査する

【[香港政府ニュース](#)】

1. 11 の保濟丸に異物混入
2. 3 つの食品が安全性検査に不合格

【[KFDA](#)】

1. 有害物質を含む海外インターネットで販売されている食品の摂取に注意
2. 食品医薬品安全庁、‘何でも尋ねてみて下さい’
3. 栄養表示、高速道路サービスエリアでも確認

【[その他](#)】

1. ProMED-mail : Konzo、食品による麻痺 コンゴ

●欧州委員会 健康・消費者保護総局

(Directorate-General for Health and Consumers, DG-SANCO)

http://ec.europa.eu/dgs/health_consumer/index_en.htm

1. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2010年第13週～第14週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

警報通知 (Alert Notifications)

インド産冷凍エビのニトロフラン代謝物ニトロフラズン ($1 \mu\text{g/kg}$)、フランス産二枚貝の記憶喪失性貝毒 (31.8; 43.3; 78.6; mg/kg)、台湾産スウェーデン経由ミニカップゼリーによる窒息リスク、イタリア産つるトマトのエテホン (3.8 mg/kg)、マレーシア産オランダ経由ミニカップゼリーによる窒息リスク、中国産台所用品からの一級芳香族アミンの溶出 (4, 4'-MDA: 1216.8 $\mu\text{g/L}$) など。

情報通知 (Information Notifications)

フランス産チーズの *o*-フェニルフェノールの未認可使用 (0.23; 0.11; 0.23; 0.057; 0.15; 0.035 mg/kg)、中国産陶器皿からのカドミウム溶出 (0.2 mg/dm^2)、ベルギー産オランダ原料冷凍サルシファイのカドミウム (0.17; 0.15 mg/kg)、スロバキア共和国産ベビーフードのキャプタン (0.027 mg/kg)、香港産台所用品からのホルムアルデヒドの溶出 (18.56; 19.06 mg/kg)、イタリア産レタスのフォルペット (7.3 mg/kg)、トルコ産ドイツ経由生鮮レッドペッパーのフォルメタネート (0.164 mg/kg)、シリア産レッドペッパーのメタミドホス (0.43 mg/kg)、インド産乾燥レーズンの表示されていない亜硫酸塩 (180 mg/kg)、タイ産冷凍イカのカドミウム (1.62 mg/kg)、チェコ産中国原料朝鮮ニンジンの未承認照射、イタリア産カバー付きキャセロールからの鉛 (0.017~0.12 mg/L) 及びニッケル (0.077~2.1 mg/L) の溶出、米国産エネルギードリンクの多すぎるカフェイン (320 mg/L 以上) と表示不備、ベルギー産亜麻仁の未承認遺伝子組換え (FP967)、米国産サプリメントの未承認新規食品成分ステビアなど。

通関拒否通知 (Border Rejections)

米国産サプリメントの未承認成分 (ノコギリヤシ)、タイ産生鮮中国ブロッコリーのプロフェノホス (0.24 mg/kg)、タイ産中国ブロッコリーのジクロトホス (0.11 mg/kg) とジアフェンチウロン (0.12 mg/kg)、ウクライナ産陶器ボウルからの鉛の溶出 (13.53 ; 51.40; 25.99 $\mu\text{g/L}$)、タイ産ステンレススチールカトラリーからのクロム (0.16 mg/kg) とニッケル

ル (0.24 mg/kg) の溶出、トルコ産乾燥アプリコットの過剰亜硫酸塩 (2622.5 mg/kg)、中国産ライスマカロニの未承認遺伝子組換え (Bt63)、ウクライナ産精製ひまわり油のベンゾ (a) ピレン (2.0 mg/kg)、タイ産丸ナスのエチオン (0.067 mg/kg) とテトラジホン (0.051 mg/kg)、タイ産インゲンのインドキサカルブ (0.13; 0.27; 0.08; 0.11 mg/kg)、タイ産生鮮ブロッコリーのアセタミプリド (0.08 mg/kg)、タイ産ナスのジクロトホス (0.037 mg/kg)、タイ産ナスのオメトエート (0.19 mg/kg)、中国産揚げ物用バスケットからのニッケルの溶出 (0.47 mg/kg)、中国産ライスヌードルの未承認遺伝子組換え (Bt63) など。
(その他、カビ毒、重金属、微生物等多数)

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 農薬の代謝物、分解産物および反応生成物の食事由来リスク評価における毒性学的懸念閾値の適用可能性

Applicability of thresholds of toxicological concern in the dietary risk assessment of metabolites, degradation and reaction products of pesticides

24 March 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/44e.htm>

食用作物の生産に農薬 (plant protection products : PPPs) を使用すると、残留するのは有効成分だけではなく、代謝物、分解産物および反応生成物などもある。消費者の食事由来リスク評価にはリスクに寄与する全ての物質を考慮しなければならない。

有効成分についての毒性学的性質は一連の毒性試験によってよく研究され明らかにされている。一方代謝物、分解産物および反応生成物については毒性データが限られていることが多い。毒性試験に動物を使うことをできるだけ減らすために、さらなる毒性試験の要求は制限されるべきである。従って動物を使わずに、しっかりした一貫性のある毒性評価のための方法やツールが検討される必要がある。そこで EFSA は毒性学的懸念閾値 (Threshold of Toxicological Concern : TTC) 概念を使えるか検討した。TTC の概念は、化学物質がヒト健康に感知できるリスクとなる可能性が極めて低いヒトへの暴露量閾値を設定するという基本原則をベースにした実践的評価ツールである。

- TTC の適用可能性に関する評価の結果の報告書 :

Applicability of thresholds of toxicological concern in the dietary risk assessment of metabolites, degradation and reaction products of pesticides

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/doc/44e.pdf>

2. EFSA は栄養摂取量の欧州食事摂取基準を設定

EFSA sets European dietary reference values for nutrient intakes

26 March 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/nda100326.htm>

EFSA の NDA パネル（食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル）は、炭水化物、食物繊維、脂肪、水の摂取量基準を設定した。NDA パネルの結論は次の通りである。

- 総炭水化物は、摂取量を成人と子どもの両方で総エネルギー摂取量の 45～60%にするべきである。
- 砂糖については、高濃度に含まれる食品を頻繁に摂取すると虫歯のリスクが高くなるという根拠がある。また砂糖で甘くした飲料による砂糖の多量摂取は体重増加につながるという根拠もある。しかしながら、砂糖の上限を設定するには十分な根拠がない。これは、健康への影響には砂糖そのものの総摂取量ではなくその摂取形態が主に関係しているからである。
- 食物繊維は、成人の正常な腸機能のためには 1 日 25g が適切である。さらに成人では、より多く摂ることによる心疾患及び 2 型糖尿病リスクの低下や体重維持などの健康上のメリットがある。
- 脂肪は総エネルギー摂取量の 20～35%とし、乳幼児については発育上の必要に応じ別に定める。
- 飽和脂肪やトランス脂肪の摂りすぎは心疾患発症に寄与する血中コレステロール濃度を増加させるという根拠がある。政策決定者が栄養に関する勧告や食品ベースの食事ガイドライン（food-based dietary guidelines）を作成する場合には、単価および多価不飽和脂肪酸への変更によるこれらの摂取量の制限を検討すべきである。
- 長鎖オメガ 3 脂肪酸は、成人 1 日 250 mg の摂取で心疾患リスクを削減するかもしれない。
- 水の摂取は、女性 1 日 2.0L、男性 1 日 2.5L が適切と考えられる。

NDA パネルは、さらに食事摂取基準の設定のための基本原則に関する意見及び食品ベース食事ガイドラインの設定に関する意見についても報告している。

3. EFSA は欧州における食品や飼料中のダイオキシン濃度の概要を発表

EFSA publishes European overview of dioxin levels in food and feed

31 March 2010

http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/datex100331.htm?WT.mc_id=EFSAHL01&emt=1

EFSA は欧州 21 か国が 1999 年から 2008 年にかけて収集した 7,000 検体以上のデータにもとづき食品や飼料中のダイオキシン濃度の解析結果を発表した。

脂肪あたりのダイオキシンおよびダイオキシン様 PCB 濃度の平均が最も高かったのは動物の肝臓及び肝臓由来商品であった。総重量あたりの濃度の平均が高かったのは魚の肝臓及び肝臓由来商品であった。動物の飼料では魚油が多かった。全体の 8%が異なる EU 規制値を超過していたが、そのうちいくつかは汚染事故の際に検査したものである。報告書で

は食品や飼料中のダイオキシンや関連化合物のバックグラウンド濃度に明確な時間による変化の傾向はなく、汚染事故が散発的に発生しているため、また対象検体が汚染事故に伴う検体なのかランダムサンプリング検体なのかについて情報が不足しているため傾向をつかみにくいとしている。現在の EU の測定法は 1998 年の WHO-TEF (毒性等価指数) にもとづくもので、2005 年に改訂された値を用いると 14%低下する。最後に、報告書では十分な数の継続的な無作為検査を薦めている。

- 食品と飼料のダイオキシン濃度モニタリングの結果：

Results of the monitoring of dioxin levels in food and feed

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1385.htm>

濃度の平均が高かったものは、重量あたりでは魚の肝臓及び肝臓由来製品 32.6 pg TEQ_{WHO98}/g、ウナギの筋肉 6.7 pg TEQ_{WHO98}/g、脂肪あたりでは陸上動物の肝臓及び肝臓由来製品 5.7 pg TEQ_{WHO98}/g、飼料では魚油 10.0 pg TEQ_{WHO98}/g であった。

4. アスパルテーム専門家報告書検討会議

Consultation workshop on the report of the meetings on aspartame with national experts

<http://www.efsa.europa.eu/en/events/event/af100423.htm>

2010 年 4 月 23 日フランクフルトで、EFSA の Advisory Forum メンバーが指名した専門家らによるアスパルテームに関するレビュー報告書が利害関係者らへ提示される。

この報告書は 2008~2009 年に行われた包括的文献レビュー及び会合の内容をまとめたものであり、脳機能、発がん性及び遺伝毒性に関して入手可能な全ての情報をレビューし、学術論文だけでなく有害な影響に関連する逸話的エピソードについても検討している。結論では、これまでの EFSA や食品科学委員会 (SCF) の意見の見直しが必要になるような新しい根拠はないとしている。

- 報告書：Report of the meetings on aspartame with national experts

<http://www.efsa.europa.eu/en/af100423/docs/afaspartame.pdf>

報告書は、この検討会議における意見とともに 2010 年 5 月キプロスで開催される Advisory Forum meeting へ提出される。

5. EFSA ジャーナル：EFSA の科学をあなたの手元に

EFSA Journal: EFSA science at your fingertips

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/corporate100331.htm>

EFSA はウェブサイト上で提供するオープンアクセスの EFSA ジャーナルを開始した。このジャーナルには、EFSA とその科学委員会や各パネルによる食品及び飼料の安全性、栄養、動物の健康・福祉、植物衛生・保護などフードチェーン全体に及ぶ活動に関する膨大な情報が含まれている。

- EFSA Journal (これまでの意見が文献形式で掲載され、引用がしやすくなっている)

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal.htm>

●英国 食品基準庁（FSA : Food Standards Agency）<http://www.food.gov.uk/>

1. FSA は塩対策を発表

Agency publishes salt commitments

Thursday 25 March 2010

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2010/mar/saltcommitments>

FSA は各種小売業者や製造業者による減塩対策の進行状況についての報告を行った。この報告には、FSA の 2010 年及び 2010 年の目標に向けて企業が取り組む減塩プログラムや進行状況が詳細に示されている。

2. 甘い食品中の飽和脂肪と砂糖を減らす

Reducing saturated fat and sugar in sweet foods

Friday 26 March 2010

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2010/mar/reducesat>

2009 年夏の意見募集を受けて、FSA はビスケット、ケーキ、パン、チョコレートなどの食品中の飽和脂肪とソフトドリンクの添加砂糖を減らすよう食品製造業者に助言した。さらに FSA は、食事の飽和脂肪とカロリーの寄与が多い食品のいくつかについてはより小さいサイズを販売するよう求めた。

- 助言 : Recommendations to industry on saturated fat and added sugar reductions, and portion size availability for biscuits, cakes, buns, chocolate confectionery and soft drinks

<http://www.food.gov.uk/healthiereating/satfatenergy/saturatedfatrecommendations/>

●英国医薬品・医療製品規制庁（MHRA : Medicines and Healthcare products Regulatory Agency）<http://www.mhra.gov.uk/>

1. 禁止された漢方薬が英国で販売されている

Press release: Banned Chinese medicine circulating in the UK

29 March 2010

<http://www.mhra.gov.uk/NewsCentre/Pressreleases/CON076412>

MHRA の警告にもかかわらず、900 パック以上の禁止漢方薬が英国市場に出回っている。未承認漢方薬 Jingzhi Kesou Tan Chuan Wan（京制咳嗽痰喘丸）は 2010 年 2 月より販売

業者によるリコールが開始されたが、中国から運び込まれた量の 4 分の 3 以上が依然回収されていない。禁止有毒植物であり発がん性をもつアリストロキアを示す中国語の表示を隠すため英語の新しい表示が貼られていることが明らかになり、懸念が生じた。

MHRA のハーブ部門長 Richard Woodfield は「これは天然物が必ずしも安全であることを意味しない明確な例である。アリストロキアは極めて毒性の高い植物で、使うと死を含む重大な傷害を引き起こす可能性がある。」と述べている。

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. 野生の川魚のダイオキシンと PCB

26.03.2010

http://www.bfr.bund.de/cm/208/belastung_von_wildlebenden_flussfischen_mit_dioxinen_und_pcb.pdf

ドイツ消費者保護・食品安全庁 (BVL) のデータをもとに野生の川魚のダイオキシンと PCB に関する健康リスクを評価した。川魚のうち最もダイオキシンおよびダイオキシン様 PCB 量が多いのはウナギで、半分以上が欧州における最大基準値 12 pg WHO-TEQ/g を超えた。ウナギを除くと川魚の 9%が超過していた。従ってダイオキシンや PCB 濃度の高い食品を大量に高頻度に摂取するのは避けるべきである。しかしながら WHO-TEQ が基準値以下の魚を摂取する場合でも TWI を超過する場合がある。

2. 専門家委員会は消費者の食品からの PFC 暴露は極めて少ないことを確認

01.04.2010

http://www.bfr.bund.de/cm/208/expertengespraech_bestaetigt_pfc_belastung_des_verbrauchers_durch_lebensmittel_sehr_gering.pdf

入手できるデータによると、消費者の食品からのパーフルオロ有機化合物 (PFC) 暴露は極めて少ない量である。

● オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所 : National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. 幼児の銅摂取. オランダ食品摂取量調査—幼児

Copper intake in young children. Dutch National Food Consumption Survey-Young Children

2010-03-25

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/350023001.html>

以前の RIVM 報告書「オランダ食品摂取量調査ー幼児 2005/2006」では幼児の銅摂取量が過剰評価されていた。これはいくつかのチョコレート製品において銅濃度が非常に高かったためである。新しい銅の分析結果にもとづくと、4～6 歳児の銅摂取量は耐容上限摂取量 (tolerable upper intake level : UL) を超えていなかった。2～3 歳児では数パーセントのみ (男児 9%、女児 7%) が超えていた。これは以前の結論に比べて非常に低いものである。

●フランス食品衛生安全局 (AFSSA : Agence Française de Sécurité Sanitaire des Aliments) <http://www.afssa.fr/>

1. ビスフェノール A : AFSSA は臨界暴露期間についてさらなる情報を提供

Bisphenol A: AFSSA provides further information on the critical exposure period

23 March 2010

<http://www.afssa.fr/PM9100K6I0.htm>

ビスフェノール A (BPA) に関する最近の新しい研究では、発達の特定の時期に感受性が高いことが注目されている。2010 年 3 月 2 日の意見において AFSSA は、BPA ワーキンググループにより検討された毒性試験にもとづき、BPA 暴露の臨界期間は神経や生殖器系の発達期であるとした。この期間は妊娠中の子宮内暴露から 3 才までを含んでいる。しかしながら周産期に齧歯類へ BPA を与えた研究において、消費者の暴露シナリオ (投与方法・量) で健康リスクになることを示したものはない。もし代用品を使うのであれば、それらに対しても厳密なリスク評価が必要である。

●米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. Natural Wellness, Inc.社はダイエタリーサプリメントとして販売されている Masxtreme カプセルをリコール

Natural Wellness, Inc. Issues a Nationwide Voluntary Recall of Masxtreme Capsules, Marketed As a Dietary Supplement

03/30/2010

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm206759.htm>

Natural Wellness社は、ダイエタリーサプリメントとして販売されている MasXtreme (Lot# 911035) を販売または摂取しないよう警告した。MasXtreme はブリスター包装されたカプセルであり、性機能増強を目的とした製品である。当該製品には、表示されてい

ない勃起不全治療薬類似成分 Aildenafil とアルファアドレナリン遮断薬フェントラミンが含まれる。

2. 連邦政府は数十の不正表示医薬品を押収

Federal Government Seizes Dozens of Misbranded Drug Products

04/05/2010

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm207416.htm>

—FDA は企業に対しミツバチ由来製品に治療効果を表示をすることについて警告—

FDA の要請に応じ米国警察庁は3月31日にウィスコンシン州にある Beehive Botanicals Inc 社の製造したクリーム、カプセル、錠剤、ガム、喉スプレー及びシャンプーなどの一連の消費者製品を押収した。同社はウェブサイトや表示、宣伝用パンフレットなどにこれらの製品が喘息や皮膚炎、がん、肝障害や腎障害、不眠、骨折などの診断・治療・予防に効果があるとしており、これは連邦食品医薬品化粧品法違反である。同社はまたプロポリス、ローヤルゼリー、ミツバチ花粉、ハチミツなどのミツバチ由来製品に薬効を宣伝していた。

FDA は2007年に Beehive Botanicals に警告文書を送付し、同社は改訂案を提出して認められていた。しかしながらその後(2009年)行われた視察の際には再び薬効表示を行っていた。

● 米国環境保護庁 (EPA : Environmental Protection Agency) <http://www.epa.gov/>

1. EPA はリスク評価についてのパブリックデータベースを公開

EPA Releases Public Database on Risk Assessments

03/24/2010

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/48f0fa7dd51f9e9885257359003f5342/cb9fdf7b44e21cd8852576f000537a25!OpenDocument>

EPA は、健康環境研究オンライン (Health and Environmental Research Online : HERO) データベースを公開する。HERO は EPA による汚染物質 6 種の定期的レビュー (National Ambient Air Quality Standards : NAAQS) を含む主要な規制決定の際に使用された科学研究へのアクセスを可能にする。HERO データベースには著者、タイトル、日付及び要約を含む 300,000 件以上の科学論文が登録され、簡単なキーワード検索により誰でも特定のリスク評価に使用された論文から情報を得ることができる。

2. EPA はビスフェノール A の環境影響を精査

EPA to Scrutinize Environmental Impact of Bisphenol A

03/29/2010

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/d0cf6618525a9efb85257359003fb69d/78110048d7f696d1852576f50054241a!OpenDocument>

EPA はビスフェノール A (BPA) の環境影響についての行動計画を発表した。FDA はヒトの最大の暴露源である食品の包装容器について規制するが、EPA は環境影響について検討する。

- 行動計画 : Bisphenol A (BPA) Action Plan Summary

<http://www.epa.gov/oppt/existingchemicals/pubs/actionplans/bpa.html>

水棲動物への影響をもとに環境へのリスクの検討、環境中の濃度についてのデータの収集、代替品の検討などについて記載。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 11 の保濟丸に異物混入

11 Po Chai pill samples found tainted

March 29, 2010

<http://www.news.gov.hk/en/category/healthandcommunity/100330/txt/100330en05003.htm>

Li Chung Shing Tong の Po Chai pills (保濟丸) 11 検体からフェノールフタレインとシブトラミンが検出された。カプセル剤や原料など 153 検体を検査し、カプセル形態のもの 6 検体とカプセル用原末 5 検体が汚染されていた。そのうち 2 カプセルは 2007 年後半から 2008 年の間に出所不明の粉末から作られたもので、販売会社の通常の取引先ではなかった。残りの汚染検体はこの会社が 2008 年 5 月に一度だけ取引した製造業者に由来し、この工場は広東の医薬品製造業記録にはない業者であった。この検査結果は Li Chung Shing Tong 社が製品の安全性と品質を確保するための義務を怠ったことを示している。

- 参考 : シンガポール当局が当該製品より禁止薬物フェノールフタレインとシブトラミンを検出したため、2010 年 3 月 24、25 日、衛生署は販売会社である Li Chung Shing Tong (Holdings) Ltd HK 社に対し漢方薬 Po Chai pills (保濟丸) の二つの形態のものをリコールして報告するよう命令した。

<http://www.news.gov.hk/en/category/healthandcommunity/100325/txt/100325en05001.htm>

2. 3 つの食品が安全性検査に不合格

3 foods fail safety tests

March 31, 2010

<http://www.news.gov.hk/en/category/healthandcommunity/100331/txt/100331en05003.htm>

食品安全センターは毎月“食品安全報告書”を公表している。2月の報告によると、食品約3,000検体のうち3検体が不合格だった。それらの食品は、色素 Red 2G を含むポークソーセージ、カニの *Clostridium perfringens*、小型のスネークヘッド（雷魚）のニトロフラン代謝物であった。

●韓国食品医薬品安全庁（KFDA : Korean Food and Drug Administration）

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 有害物質を含む海外インターネットで販売されている食品の摂取に注意

食品管理課 2010.03.15

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=4&seq=11791&cmd=v>

食品医薬品安全庁は食品に使用が禁止されている医薬品成分であるシブトラミン、ヨヒンビン、イカリインを含むアメリカ産「SLIM ONE」など10製品について、海外旅行中やインターネットなどを通じての購入や摂取をしないよう要請する。食品医薬品安全庁は国内に正式に輸入されていないが海外インターネットを通じてダイエット・筋肉強化・性機能改善などに効果があると広告している29製品を2月から1ヶ月間医薬品成分について検査した。

ダイエット標榜製品であるスリムワン(SLIMONE、製造社：Jefferson Foods corps, アメリカ)など2社3製品からシブトラミンが1カプセル中16mg～最大27mg検出された。筋肉強化標榜製品であるホットロックス(Hot ROX、製造社：Biotest, アメリカ)など4社4製品中3製品からはヨヒンビンが1カプセル中2mg～3.7mg検出された。1製品からはイカリインが1カプセル中1.9mg検出された。性機能改善標榜製品であるパワーP(Power P, 製造社：Quantum Natural, アメリカ)など3社3製品中2製品からはヨヒンビンが1カプセルまたは1錠中0.03mg～0.12mg検出され、1製品からはイカリインが0.05mg検出された。

2. 食品医薬品安全庁、‘何でも尋ねてみて下さい’

危害情報課 2010.03.19

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=3&seq=11849&cmd=v>

電子辞書作成のため消費者の質問を受け付けている。食品医薬品安全庁は消費者が食品・医薬品について知りたいことを集めた電子辞典(e-辞書)を製作し、ホームページに公開する予定である。このため3月10日から3ヶ月間ホームページを通じて質問を募集する。

3. 栄養表示、高速道路サービスエリアでも確認

栄養政策課 2010.03.29

レストラン販売食品に対する熱量など栄養表示全面実施着手 -

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=1&seq=11939&cmd=v>

1日100万人以上が利用する高速道路レストランで販売されるすべての食品の熱量や栄養成分を確認することができる「栄養表示試験事業」が世界に先駆けて実施される。「栄養表示示範レストラン」に指定したレストランで調理・販売するトッポギ・うどん・かまぼこなどすべての食品の栄養情報を提供すると発表した。食品別栄養情報は価格表示横に表示され、一食あたりに含まれる総熱量・糖類・タンパク質・飽和脂肪・ナトリウム含量情報が含まれる。この制度は今後段階的に全国のすべての高速道路レストラン(161ヶ所)に拡大する計画である。

● その他

1. ProMED-mail : Konzo、食品による麻痺 コンゴ

Konzo, food-borne paralysis - Congo DR

02-APR-2010

http://www.promedmail.org/pls/otn/f?p=2400:1001:2149561188559605::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,82063

Balita.ph (29 Mar 2010) によると、コンゴで15,000人以上がキャッサバによる病気“konzo”に罹患している。コンゴのBandundu地方政府によれば2008年には11,000件だったが2009年は15,000件のkonzo症例が報告された。この病気はキャッサバに含まれるシアン化物が原因であるけいれん性麻痺である。Bandundu地方ではキャッサバのシアン化物を除去するための十分な水が使えないことが問題である。Bandundu地方政府は中央政府の援助を要請している。

患者が1,000人を超えるkonzoの大規模アウトブレイクは1936～1937年コンゴBandundu地方と1981年モザンビーク共和国のNampulla州でこれまで2件発生しており、他に小規模アウトブレイクも発生している。多くは乾季に発生し、主に長期干ばつの時である。

以上

連絡先：安全情報部第三室